

ツルハドラッグ大崎田尻店の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社ツルハ
 2 届出年月日 令和6年9月2日
 3 店舗の名称 ツルハドラッグ大崎田尻店
 4 店舗設置者 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
 5 店舗所在地 大崎市田尻町尻10番1 外
 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1,276.47㎡	医薬品
計	1,276.47㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年5月3日
 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の収容台数 46台 (指針による必要台数: 43台)
 (2) 駐輪場の収容台数 8台
 (3) 荷さばき施設の面積 45㎡
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.40 m³ (指針による必要容量: 5.95 m³)
 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午前0時まで
 (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
 (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
 (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
 10 事務手続き等
 ・公告年月日 令和6年9月17日
 ・縦覧期間 公告の日から令和7年1月17日まで
 (公告の日から4か月間)
 ・地元説明会 令和6年10月10日
 ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年1月24日

- ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年1月17日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限 令和7年5月2日（届出の日から8か月以内）

住民説明会の実施状況

開催日時	令和6年10月10日（木）午後6時より
開催場所	大崎市 沼部公民館 大崎市田尻沼部字富岡 166 番地
出席人数	4名

質問事項	設置者の回答内容
店舗の工事中には、敷地南側の耕作地に影響がないように注意してほしい	工事着手時には別途ご挨拶をさせて頂き、近隣にご迷惑が掛からないように注意いたします。 →指針の対象外

大崎市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
廃棄物について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、ごみ等の廃棄物の処理を適正に行うこと。	「大崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を遵守し、廃棄物の適正処理を計画的に実施いたします。 →県の意見は不要
騒音について 環境基準の遵守と公害等の発生防止に努めること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれることのないよう十分に配慮すること。	店舗計画にあたっては、建築工事（造成工事）を含み環境基準を遵守いたします。また、地域住民の生活環境が悪化することがないように努め、苦情等が寄せられた場合は速やかに対応いたします。 →県の意見は不要
その他 対象行為にあたっては、大崎市景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出が必要となる可能性があるため、事前確認を行うこと。	大崎市景観条例に基づく手続きについては、事前協議を経て届出を行い、令和6年12月2日に適合通知を受理しております。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ツルハ	
届 出 年 月 日	令和6年9月2日	
店 舗 名 称	ツルハドラッグ大崎田尻店	
所 在 地	大崎市田尻町尻10番1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転及び夜間駐車場の一部閉鎖を徹底願います。また、騒音基準を超過している地点付近において、住居が立地した場合や周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	